

第 33 号議案

損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについての議案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることについての議案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 3 年 9 月 3 日

滋賀県教育委員会

損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについての議案に関する意見について

格別の意見はない。

損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求める
ことについて

滋賀県は、滋賀県立高等学校において生徒の大学推薦入学試験の受験機会を逸失させたことについて、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 和解の相手方となる者の住所、氏名

滋賀県在住 個人

2 和解の要旨

(1) 滋賀県は、上記1に掲げる者に対し、本件による一切の損害賠償として、金1,922,172円の支払義務あることを認め、これを、令和3年11月30日限り、上記1に掲げる者の指定する口座に振り込んで支払う。

(2) (1)により、本件による上記1に掲げる者の損害に関する賠償は、一切解決済みとし、上記1に掲げる者と滋賀県は、相互間において、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを確認する。

(参 考)

令和元年11月11日滋賀県高島市安曇川町西万木1168番地滋賀県立安曇川高等学校において、同校教員が、上記1に掲げる者の大学推薦入学試験出願書類を出願期限までに提出していなかったことが判明し、これにより上記1に掲げる者が大学推薦入学試験の受験機会を逸失したことについて、上記1に掲げる者と滋賀県が和解しようとするものである。